

**東北大学自然科学系共同研究推進型受入留学生奨学金**  
**TU Research-Oriented Incoming Student (ROIS) Scholarship**  
**2019年度支援対象者募集要項**

## I 概要

### 1 奨学金名称

東北大学自然科学系共同研究推進型受入留学生奨学金  
TU Research-Oriented Incoming Student (ROIS) Scholarship

### 2 奨学金概要

本学の大学間又は部局間学術交流協定締結校で自然科学系の分野を専攻している大学院学生のうち、本学の対象研究科において研究を目的とした交流を行う者について、本学での受入期間中、独立行政法人日本学生支援機構(以下、「JASSO」という。)の海外留学支援制度(協定受入)奨学金による支援を行います。

## II 申請資格・募集人数

### 1 申請資格

本奨学金への申請が可能な者は、次のすべてを満たす者とします。

- (1) 大学間又は部局間学術交流協定に基づき本学と授業料不徴収条項を締結している大学等<sup>※1</sup>の正規課程に在籍する大学院学生で、本学での留学期間終了後、在籍大学等に戻り本学での共同研究を基礎とした高等教育を修学できる者
- (2) 自然科学系分野を専攻している者
- (3) 本学の次のいずれかの研究科において特別研究学生として受入れが内定している者<sup>※2</sup>  
理学研究科, 医学系研究科, 歯学研究科, 薬学研究科, 工学研究科, 農学研究科,  
情報科学研究科, 生命科学研究科, 環境科学研究科, 医工学研究科
- (4) 本学での受入期間が**8日以上12か月以内**である者<sup>※3</sup>
- (5) 別紙「JASSOによる奨学金支給対象者の資格及び要件」に記載の要件を満たす者

※1 授業料不徴収条項を締結していない大学からの受入れを希望する場合は、留学生課本件担当に相談すること。

※2 本学で予備教育を受ける期間がある場合、当該期間を受入期間に含めることはできない。

※3 渡航にかかる期間は含まない。また、受入期間が32日以上の場合は2019年4月1日から2020年3月3日までの間に、31日以下の場合は2019年5月1日から2020年3月3日までの間に受入れを開始すること。

※4 以下に該当する場合、会計手続きの都合上受入終了月の支給は不可となる

○受入終了月が4月の場合

○受入期間が4か月以上かつ受入終了日がその月の25日より前の場合

例：受入期間が

- 1) 5/1-9/20 の場合 9 月分支給不可
- 2) 5/1-9/27 の場合 9 月分支給可

## 2 募集人数

35 名

## Ⅲ 申請手続き等

### 1 申請期限

申請期限は、受入開始時期により次のとおりとします。ただし、支援対象者の選考は受入開始月にかかわらず申請の早い者から順に行い、規定の人数に達し次第、募集は締め切ります。

受入開始月	申請期限（受入部局担当部署→留学生課）※
2019 年 4～5 月	2019 年 3 月 15 日(金)
2019 年 6～7 月	2019 年 4 月 1 日(月)
2019 年 8 月	2019 年 5 月 7 日(火)
2019 年 9 月	2019 年 6 月 3 日(月)
2019 年 10 月	2019 年 7 月 2 日(火)
2019 年 11 月	2019 年 8 月 1 日(木)
2019 年 12 月	2019 年 9 月 2 日(月)
2020 年 1 月	2019 年 10 月 1 日(火)
2020 年 2 月	2019 年 11 月 1 日(金)
2020 年 3 月	2019 年 12 月 2 日(月)

※受入教員から受入部局担当部署への提出期限は、当該担当部署に確認すること。

### 2 申請後のスケジュール

申請期限後のスケジュールは、おおよそ次のとおりです。

例：2019年7月受入開始の場合

2019年4月1日	申請期限
2019年4月2日～	申請書類内容確認
2019年4月委員会開催日	支援対象者選考
2019年5月	支援対象者の発表
2019年7月	受入開始

### 3 申請書類

申請書類及び留意事項は、次のとおりです。

申請書類		留意事項
①	Application Form	所定様式：Form 1 (MS Excel) ・別紙「JASSOによる奨学金支給申請者の資格及

		び要件」を参照し、成績評価計数を算出すること。
②	パスポートの本人確認ページの写し	任意様式(PDF)
③	Certificate of Enrollment	所定様式:Form 2 (MS Word→PDF) ・様式下部の署名欄には在籍大学等の証明権者が署名を行い、PDFに変換のうえ提出すること。
④	在籍大学等が発行した成績証明書の写し	任意様式(PDF) ・成績評価基準及び方法の記載部分も併せて提出すること。
⑤	Pledge	所定様式:Form 3 (MS Word→PDF) ・様式下部の署名欄には申請者本人が署名を行い、PDFに変換のうえ提出すること。

#### 4 申請方法

“ROIS Scholarship Application Info and Forms”フォルダを申請者に配付し「3 申請書類」に記載の申請書類を回収のうえ、「3 申請書類」①[Form 1] Application Formの「受入教員情報」及び「受入情報」を入力して、受入部局担当部署を通じ留学生課本件担当宛て提出してください。受入部局担当部署から留学生課本件担当への提出にあたっては、教職員グループウェアのファイルライブラリ「各種奨学金支給手続き」の各部局ディレクトリ直下にある「JASSO協定受入」ディレクトリにファイルをアップロードしてください。

“ROIS Scholarship Application Info and Forms”フォルダ格納書類

- (1)1\_Application Information
- (2)2\_JASSO Scholarship Eligibility Conditions
- (3)3\_ROIS奨学金 事務手続きの手引き・手続フロー図
- (4)4\_JASSO Scholarship Signing Schedule 2019 .pdf
- (5)[Form 1] Application Form …「3 申請書類」①
- (6)[Form 2] Certificate of Enrollment …「3 申請書類」③
- (7)[Form 2\_SAMPLE] Certificate of Enrollment
- (8)[Form 3] Pledge …「3 申請書類」⑤

#### 5 留意事項

本奨学金への申請に先立ち、以下の手続きを遺漏なく行っているか確認を行ってください。

##### (1) 授業料不徴収枠の確保

特別研究学生としての受入れを予定している者は、大学間又は部局間の学術交流協定に基づく授業料不徴収条項での受入れとなることを確認する必要があります。大学間学術交流協定締結校からの受入れを希望する場合は、留学生課本件担当までお問い合わせください。部局間学術交流協定締結校からの受入れを希望する場合は、各部局において授業料不徴収枠の確保を行ってください。

##### (2) 特別研究学生としての受入手続き

本奨学金への申請を完了しても、各部局において特別研究学生としての受入手続きを行わな

ければ、学生の受入れをすることはできません。特別研究学生としての受入手続きについては、各部局の担当部署に必ず確認を行ってください。同様に、受入学生の来日及び離日に係る諸手続き(在留資格認定証明書交付申請、宿舍手配及び保険加入など)も、受入部局の責任により行ってください。

## IV 支援対象者の選考・発表

### 1 支援対象者の選考

支援対象者の選考は、申請書類に基づき自然科学系学生交流実施委員会での審議により行います。

### 2 支援対象者の発表

支援対象者の発表は、留学生課本件担当から受入部局の担当部署を通じて、教職員グループウェアの伝達フローにより行います。

## VI 奨学金・授業料

### 1 奨学金

支援対象者には、以下のとおり奨学金を支給します。

奨学金:月額8万円

支給基準:支給対象となる月ごとに支援対象者の在籍を確認したうえで、1月分ごとに支給<sup>※1</sup>

	受入期間3か月以内	受入期間3か月超
支給方法	現金支給 ・留学生課指定日に川内キャンパスの留学生課窓口で支給	振込支給 ・毎月25日前後に支援対象者本人名義の国内金融機関口座へ振込
支給回数	支給対象者の受け入れ期間を31日ごとに区切って算出。上限12回。	

受入日数	支給月数	受入日数	支給月数
8～31日	1	187～217日	7
32～62日	2	218～248日	8
63～93日	3	249～279日	9
94～124日	4	280～310日	10
125～155日	5	311～341日	11
156～186日	6	342～365日	12

※1 JASSOから本学への送金日程の都合上、4月分の奨学金は5月中旬以降の支給となる。

※2 受入期間が3か月超の場合、金融機関口座開設手続きの都合上、支援開始月の奨学金は翌月の支給となる

※3 受入期間が14日以内で、2月連続して1月の日数が8日未満になる場合は、支援開始月

のみに奨学金を支給する

※4 金融機関口座を支払日(毎月25日頃)まで保持できない場合、原則奨学金支給を行わない

## 2 授業料

大学間又は部局間学術交流協定締結校から学生を特別研究学生として、かつ学生交流の覚書に基づき受け入れる場合は、授業料不徴収条項に基づき本学では授業料を徴収しません。ただし、在籍大学等の授業料は納付する必要があるので留意してください。

## VII 報告書等

支援対象者は、以下の報告書等を提出する義務を負います。詳細は、支援対象者の発表の際に別途通知します。なお、期限内に報告書等の提出を行わなかった場合は、奨学金の返納を求められることがあります。

(1)研究成果報告書	支援対象者作成	任意様式 <sup>※1</sup> (PDF)
(2)留学前・留学後報告書	支援対象者作成	所定様式 <sup>※2</sup> (MS Excel)
(3)成績証明書の写し	受入部局作成	任意様式 <sup>※3</sup> (PDF)

※1 当該支援対象者の受入期間に相応する研究成果物として受入教員が認めるもの。

※2 留学開始時及び留学終了時後に回答するもの。

※3 単位付与がない場合提出不要

※4 Confirmation Letterは提出不要

## VIII 申請資格の取消し・申請内容の変更

### 1 申請資格の取消し

次の場合は、申請資格を取り消します。

- (1)在籍大学等からの留学許可が得られなかったとき
- (2)申請書類の提出の段階で申請資格を満たす見込みがないとき
- (3)健康を害し、本学での修学に困難があるとき
- (4)その他、申請が適当でないと認められるとき

### 2 申請内容の変更

申請内容の変更を希望する場合は、留学生課本件担当宛てすみやかにご連絡ください。

〔本件担当〕 教育・学生支援部留学生課 留学生交流係 三田 電話:内線 92-3745 Email: studyab@grp.tohoku.ac.jp
---

## JASSO による奨学金支給対象者の資格及び要件

本制度により、受入学生として支援を受ける資格を有する者は、在籍大学等の正規の課程に学位取得又は卒業を目的として在籍し、留学を認められた者で、次の①～⑦に掲げる資格及び要件を全て満たす者とします。

- ① 我が国と国交のある国の国籍を有する者。なお、台湾及びパレスチナの学生も対象とする。  
登録時点で日本国籍を有する者は対象としない。
- ② 学生交流に関する協定等に基づき、受入大学等が受入れを許可する者。
- ③ 在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が 2.30 以上(3.00 満点)であること。前年度の成績がない場合は、選考時の前学期分の成績から算出するものとする。  
なお、成績評価係数で表すことができない場合は、別に定める様式に、特に成績が優秀であり、成績評価係数 2.30 相当以上であるとする理由を明記すること。

### [成績評価係数の算出方法例]

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出(小数点第 3 位を四捨五入)

4 段階評価(パターン 1)	成績評価				
	—	優	良	可	不可
4 段階評価(パターン 2)	—	A	B	C	F
4 段階評価(パターン 3)	—	100～80 点	79～70 点	69～60 点	59 点以下
5 段階評価(パターン 4)	100～90 点	89～80 点	79～70 点	69～60 点	59 点以下
5 段階評価(パターン 5)	S	A	B	C	F
5 段階評価(パターン 6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

### 計算式

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

注意:履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数をすべて単位数に置き換えて算出すること。

- ④ 経済的理由により、自費のみでの留学が困難な者。
- ⑤ 留学にあたり、「留学」の在留資格を確実に取得し得る者。ただし、受入期間が 90 日以内の者については、在留資格の種類は問わない。
- ⑥ 受入期間終了後、在籍大学等に戻り学業を継続する者、在籍大学等の学位を取得する者又は卒業する者。
  - ・退学・除籍の予定がある者は、要件を満たさない。
  - ・受入期間中に正規の課程を卒業・修了する者は、要件を満たさない。
- ⑦ 留学にあたり、他団体等(受入大学等及び在籍大学等を含む)から留学のための奨学金(渡航費及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない)を受ける場合、他団体等からの奨学金の支給月額(複数の他団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額)が 8 万円を超えない者。
  - ・受入期間中に、併給が認められない他団体の奨学金額を一回以上受給する場合は、本制度奨学金の支給対象者として登録することは認められない。
  - ・機構の留学生受入れ促進プログラム文部科学省外国人留学生学習奨励費との併給は認められない。
  - ・国費外国人留学生制度との併給は認められない。